

(4) 三つの改革手法

- 2020改革は、改革の3原則の下、「しごと改革」、「見える化改革」、「仕組み改革」の三つの改革手法で取組を進める。

三つの改革手法

しごと改革

- 「職員」や「職場」のレベルから、職員の意識や行動、仕事の仕方、能力開発の在り方など、都庁の「しごと」を見直すことにより、意識改革、働き方改革、業務改革に取り組み、都庁の生産性向上と職員のライフ・ワーク・バランスの実現を目指す改革

見える化改革

- 各局等の主要事業について、適正な予算・人員・サービス水準となっているか、他により有効な政策がないかといった観点から分析・評価することにより、その実態と課題の「見える化」を図り、各局等による局事業の自律的かつ総合的な見直しにつなげていく改革

仕組み改革

- 「しごと改革」及び「見える化改革」から見いだされた成果や課題を基に、全庁的な「制度」や「仕組み」の改革を進めるとともに、ＩＣＴの利活用や監理団体等を含めた執行体制の強化などに取り組む改革

三つの改革の関係性

